

# 新型コロナウイルス感染症関連情報



## 水道料金の基本料金を免除します

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、市民の皆さんや事業所の皆さんの負担を軽減するため、水道料金の基本料金2カ月分を全額免除します。なお、申請手続きは不要です。

- ①対象月
  - ・8月に検針する9月請求分(6・7月使用の基本料金)
  - ・9月に検針する10月請求分(7・8月使用の基本料金)
- ②水道料金の請求の仕組み
 

水道料金は、2か月に1回行う検針に基づき、請求をしています。地域によって検針する月(偶数月・奇数月)が異なります。
- ③水道料金の計算について
 

水道料金は本来、基本料金と水道の使用量に応じた水量料金との合計(消費税含む)の額ですが、8月検針分・9月検針分は、基本料金を免除した後の額とします。

  - ・通常の水道料金 = (基本料金 + 水量料金) × 1.1 (消費税)
  - ・8月・9月検針分 = (基本料金0円 + 水量料金) × 1.1 (消費税)

- ④免除する基本料金の額
 

基本料金の額は、ご使用の量水器(メーター)の口径によって異なります。

ご使用の量水器の口径は、検針票(ご使用量(料)のお知らせ)をご確認ください。

基本料金表(税抜)

量水器の口径	免除金額 (基本料金2カ月分)
13mm	1,820円
20mm	2,560円
25mm	9,800円
30mm	16,800円
40mm	32,640円
50mm	58,300円
75mm以上	154,000円

- ※8月検針分(6月・7月使用分)または9月検針分(7月・8月使用分)の検針票(ご使用量(料)のお知らせ)に表示される水道料金は基本料金を免除した後の額(消費税含む)です。
- 問 上下水道経営課料金係(鷲 内線252)

## ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響により子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に臨時特別給付金を支給します。

- 支給対象者
  - ①令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方(対象者には7月にお知らせ通知を発送しました)
  - ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
  - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
- 給付額 1世帯5万円、第2子以降1人3万円
- ※①・②の方のみ追加給付あり：1世帯5万円(家計が急変し、収入が大きく減少した方)

- 申請方法 ②・③に該当すると思われる方は、必要書類を持参し、担当課までお越しください。なお、追加給付に該当する場合は同時に手続きできますので、申請時にお申し出ください。
- 申請開始 8月17日(月)
- 持 本人確認できる書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)、受取口座が分かる通帳またはキャッシュカード、本人およびお子さんが記載された戸籍謄(抄)本(児童扶養手当受給資格者は除く)、年金振込通知書(平成30年中)、給与明細書(令和2年2月以降の1月分)等の収入額が分かる書類、印鑑等
- 問 子ども未来課医療手当係(内線3285) / 各総合支所児童福祉係(菅 内線108 / 栗 内線239 / 鷲 内線150)

### 市民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症が拡大しており、今般の状況を踏まえ、埼玉県では7月11日に以下のような協力要請を行いました。

- ・発熱の症状があるなど体調の悪い方の外出自粛(医療機関への受診等を除く)
- ・夜の繁華街に限らず、感染症対策が十分に取られていない施設の利用回避
- ・国と県の接触確認アプリの活用
- ・密閉、密集、密接の「3つの密」の回避
- ・大人数での会食の自粛
- ・高齢者や基礎疾患がある方の都内への不要不急の外出自粛

改めて市民の皆様には、「手洗い、消毒の励行」「人が集まる場所でのマスクの着用」など、感染拡大を予防するための「新しい生活様式」の実践をお願いします。

その他、新型コロナウイルス感染症に関する市の取り組みについては、お問い合わせいただくか市ホームページをご確認ください。